

適合証明業務 料金表(フラット35 フラット35S) (要別途消費税)

料金改定:平成25年10月1日  
 料金改定:平成26年4月1日(中古住宅S有の料金明示)  
 株式会社 I-PEC

	【新築】フラット35 財形住宅融資					【中古】フラット35 財形住宅融資			賃貸住宅融資			リフォーム
	確認検査	S 基準	設計	竣工(中間含む) <sup>※7※8</sup>	合計	耐震評価 <sup>※5</sup>	S 基準	合計 <sup>※7※8</sup>	設計	竣工 <sup>※7※8</sup>	合計	合計 <sup>※6※7</sup>
一戸建て 重ね建て 連続建て (1戸当り)	当社	S 無	¥4,000	¥14,000	¥18,000	不要	S 無	¥40,000	/			¥70,000
		S 有 <sup>※1 ※2 ※3-①</sup>	¥20,000	¥20,000	¥40,000		S 有 <sup>※4</sup>	料金規程による				
	他機関	S 無	¥7,000	¥20,000	¥27,000	必要 <sup>※5</sup>	S 無	料金規程による				
		S 有 <sup>※1 ※3-①</sup>	¥23,000	¥26,000	¥49,000		S 有 <sup>※4</sup>	料金規程による				
共同建て (1棟当り)  (賃貸住宅 融資の 重ね建て 連続建て を含む)	50戸以下					1戸当り			30戸以下			2戸以下
	当社	S 無	¥20,000	¥30,000	¥50,000	不要	S 無	¥70,000	¥40,000	¥60,000	¥100,000	¥100,000
		S 有 <sup>※1 ※2 ※3-②</sup>	¥40,000	¥60,000	¥100,000		S 有 <sup>※4</sup>	料金規程による				
	他機関	S 無	¥40,000	¥50,000	¥90,000	必要 <sup>※5</sup>	S 無	料金規程による				
		S 有 <sup>※1 ※3-②</sup>	¥60,000	¥80,000	¥140,000		S 有 <sup>※4</sup>	料金規程による				
50戸超の場合10戸以内毎に上記料金を 設計検査 ¥5,000/10戸プラス 竣工検査 ¥5,000/10戸プラス					/			30戸超の場合10戸以内毎に上記料金を 設計検査 ¥10,000/10戸プラス 竣工検査 ¥10,000/10戸プラス				

(円:税抜)

- ※1 新築住宅のうちフラット35S(特に優良な住宅基準(省エネルギー性/耐久性・可変性【長期優良住宅】))の利用については、「S基準 無」の料金とします。
- ※2 新築住宅のうちフラット35S(耐震性)の利用については、当機関にて確認申請時等に構造計算書(耐震等級2・3)の審査を受ける場合のみ、設計検査料金を「S基準 無」とします。
- ※3 新築住宅のうちフラット35Sの基準項目を2項目以上利用される場合、上記「S基準 有」の料金を追加1項目当たり次の料金を加算します。
  - ① 一戸建て、重ね建て、連続建て : 追加 1項目 当たり, 設計 ¥4,000(税抜) 竣工(中間含む) ¥10,000(税抜) 合計 ¥14,000(税抜)
  - ② 共同建て(戸数に関わらず1棟当たり): 追加 1項目 当たり, 設計 ¥10,000(税抜) 竣工 ¥20,000(税抜) 合計 ¥30,000(税抜)
- ※4 中古住宅のうちフラット35Sの基準を適用される場合、**料金規程**(別表1-1)による別途追加料金が必要となります。
- ※5 中古住宅のうち建築確認日が昭和56年5月31日以前の物件は、耐震評価の判定をするため別途判定料金が必要です。(個別相談)
- ※6 リフォームにおいて耐震補強工事を行う場合は、耐震評価基準の判定に別途追加料金が必要となります。(個別相談)
- ※7 **料金規程**による遠隔地エリアの現場検査(再検査を含む)を行う場合は、遠隔地料金を別途申受けます。

ただし、当機関にて確認検査又は、建設住宅性能評価の検査と同時に出来る現場検査では、免額できる場合があります。

※8 建築基準法に基づく検査とは別に、適合証明の現場検査のみ単独で行う場合、検査毎に追加料金として**¥6,000(税抜)**を加算します。

◎ 適合証明書の再発行料金は、証明書1通につき**¥3,000(税抜)**が必要となります。(再交付願出書が必要です。)

☆以上の詳細は、**料金規程**をご参照下さい。詳しくは、担当者までお尋ね下さい。

適合証明業務 料金表(フラット35 フラット35S) (8%税込料金)

料金改定:平成25年10月1日  
 料金改定:平成26年4月1日(中古住宅S有の料金明示)

株式会社 I-PEC

	【新築】フラット35 財形住宅融資					【中古】フラット35 財形住宅融資			賃貸住宅融資			リフォーム
	確認検査	S 基準	設計	竣工(中間含む) <sup>※7※8</sup>	合計	耐震評価 <sup>※5</sup>	S 基準	合計 <sup>※7※8</sup>	設計	竣工 <sup>※7※8</sup>	合計	合計 <sup>※6※7</sup>
一戸建て 重ね建て 連続建て (1戸当り)	当社	S 無	¥4,320 (4,000+消費税)	¥15,120 (14,000+消費税)	¥19,440 (18,000+消費税)	不要	S 無	¥43,200 (40,000+消費税)	対角線あり ¥75,600 (70,000+消費税)			
		S 有 <sup>※1 ※2 ※3-①</sup>	¥21,600 (20,000+消費税)	¥21,600 (20,000+消費税)	¥43,200 (40,000+消費税)		S 有 <sup>※4</sup>	料金規程による				
	他機関	S 無	¥7,560 (7,000+消費税)	¥21,600 (20,000+消費税)	¥29,160 (27,000+消費税)	必要 <sup>※5</sup>	S 無	料金規程による				
		S 有 <sup>※1 ※3-①</sup>	¥24,840 (23,000+消費税)	¥28,080 (26,000+消費税)	¥52,920 (49,000+消費税)		S 有 <sup>※4</sup>	料金規程による				
共同建て (1棟当り)  (賃貸住宅融資の重ね建て連続建てを含む)	50戸以下					1戸当り			30戸以下			2戸以下
	当社	S 無	¥21,600 (20,000+消費税)	¥32,400 (30,000+消費税)	¥54,000 (50,000+消費税)	不要	S 無	¥75,600 (70,000+消費税)	¥43,200 (40,000+消費税)	¥64,800 (60,000+消費税)	¥108,000 (100,000+消費税)	¥108,000 (100,000+消費税)
		S 有 <sup>※1 ※2 ※3-②</sup>	¥43,200 (40,000+消費税)	¥64,800 (60,000+消費税)	¥108,000 (100,000+消費税)		S 有 <sup>※4</sup>	料金規程による				
	他機関	S 無	¥43,200 (40,000+消費税)	¥54,000 (50,000+消費税)	¥97,200 (90,000+消費税)	必要 <sup>※5</sup>	S 無	料金規程による				
		S 有 <sup>※1 ※3-②</sup>	¥64,800 (60,000+消費税)	¥86,400 (80,000+消費税)	¥151,200 (140,000+消費税)		S 有 <sup>※4</sup>	料金規程による				
	50戸超の場合10戸以内毎に上記料金を 設計検査 ¥5,400(5,000+消費税)/10戸プラス 竣工検査 ¥5,400(5,000+消費税)/10戸プラス					対角線あり			30戸超の場合10戸以内毎に上記料金を 設計検査 ¥10,800(10,000+消費税)/10戸プラス 竣工検査 ¥10,800(10,000+消費税)/10戸プラス			3戸以上は 料金規程による

(上段:消費税8%を含む)  
(下段:税抜料金)

- ※1 新築住宅のうちフラット35S(特に優良な住宅基準(省エネルギー性/耐久性・可変性【長期優良住宅】)の利用については、「S基準 無」の料金とします。
- ※2 新築住宅のうちフラット35S(耐震性)の利用については、当機関にて確認申請時等に構造計算書(耐震等級2・3)の審査を受ける場合のみ、設計検査料金を「S基準 無」とします。
- ※3 新築住宅のうちフラット35Sの基準項目を2項目以上利用される場合、上記「S基準 有」の料金に追加1項目当たり次の料金を加算します。
  - ① 一戸建て、重ね建て、連続建て : 追加 1項目 当たり, 設計 ¥4,320(¥4,000+消費税) 竣工(中間含む) ¥10,800(¥10,000+消費税) 合計 ¥15,120(¥14,000+消費税)
  - ② 共同建て(戸数に関わらず1棟当たり) : 追加 1項目 当たり, 設計 ¥10,800(¥10,000+消費税) 竣工 ¥21,600(¥20,000+消費税) 合計 ¥32,400(¥30,000+消費税)
- ※4 中古住宅のうちフラット35Sの基準を適用される場合、料金規程(別表1-1)による別途追加料金が必要となります。
- ※5 中古住宅のうち建築確認日が昭和56年5月31日以前の物件は、耐震評価の判定をするため別途判定料金が必要です。(個別相談)
- ※6 リフォームにおいて耐震補強工事を行う場合は、耐震評価基準の判定に別途追加料金が必要となります。(個別相談)
- ※7 料金規程による遠隔地エリアの現場検査(再検査を含む)を行う場合は、遠隔地料金を別途申受けます。  
ただし、当機関にて確認検査又は、建設住宅性能評価の検査と同時にできる現場検査では、免額できる場合があります。
- ※8 建築基準法に基づく検査とは別に、適合証明の現場検査のみ単独で行う場合、検査毎に追加料金として¥6,480(¥6,000+消費税)を加算します。
- ◎ 適合証明書の再発行料金は、証明書1通につき¥3,240(¥3,000+消費税)が必要となります。(再交付願出書が必要です。)

☆以上の詳細は、料金規程をご参照下さい。詳しくは、担当者までお尋ね下さい。